

「ジョブ・カード普及サポーター企業」事業の創設について

1 趣旨

ジョブ・カードは、労働者のキャリア形成のための重要な手段であり、正社員経験が少ない者だけでなく一般の求職者や在職者、在学中の者にも活用されるようにすることにより、自己理解の促進、職業能力の証明の客観化を通じて、求人・求職のマッチングの効率化、職業生涯を通じた能力の向上に資するものである。

しかしながら、埼玉県においては、現在のところ、まだ求職者や事業主のジョブ・カードのメリットに対する理解が十分とはいえず、特に、求職者はジョブ・カードの作成の手間すら厭う状況にある。

そこで、まず、ジョブ・カードを採用面接の際に利用して貰う企業を募り、その企業一覧をジョブ・カード普及サポーター企業として公表し、求職者のジョブ・カード作成意欲を喚起するなど、ジョブ・カードの普及促進を図る。

また、当該企業が実際にジョブ・カードを利用した場合のジョブ・カード記載内容等についての改善意見がある場合にはその意見を集約し、今後のジョブ・カード作成指導のあり方の改善に役立てる。

2 実施主体

埼玉労働局、埼玉県、独立行政法人雇用・能力開発機構埼玉センター、埼玉県地域ジョブ・カードセンター及びサポートセンターが一体となって取り組むものとする。

3 事業内容

(1) ジョブ・カード普及サポーター企業の募集及び公表

各実施主体は、ジョブ・カード普及サポーター企業を募集することに努める。

ジョブ・カード普及サポーター企業は、採用選考するに当たり、求職者へジョブ・カードを保有しているかどうかを確認し、提出のあったジョブ・カードについては、有効に活用する。また、自社名が「ジョブ・カード普及サポーター企業リスト」に登録され、当該リストが公表・配布されることに同意する。

「ジョブ・カード普及サポーター企業リスト」は、埼玉労働局が作成することとし、各実施主体は、賛同を得たジョブ・カード普及サポーター企業名を埼玉労働局に通知する。

埼玉労働局は、埼玉労働局ホームページに事業内容と併せて「ジョブ・カード普及サポーター企業リスト」を公開するとともに、各ハローワーク等で必要に応じて求職者に説明し、「ジョブ・カード普及サポーター企業リスト」を配付する。

その他の実施主体も制度やジョブ・カード普及サポーター企業の周知に努める。

(2) ジョブ・カードのモニタリング

ジョブ・カード普及サポーター企業は、ジョブ・カードが利用者のニーズに合わせたも

のになるよう意見を述べることができる。意見を集約する主体は「埼玉県地域ジョブ・カード運営本部」(事務局:「埼玉県地域ジョブ・カードセンター」)とする。集約した意見は今後のジョブ・カード作成指導に役立てる。

4 開始時期

平成 20 年 10 月からの実施を目指す。

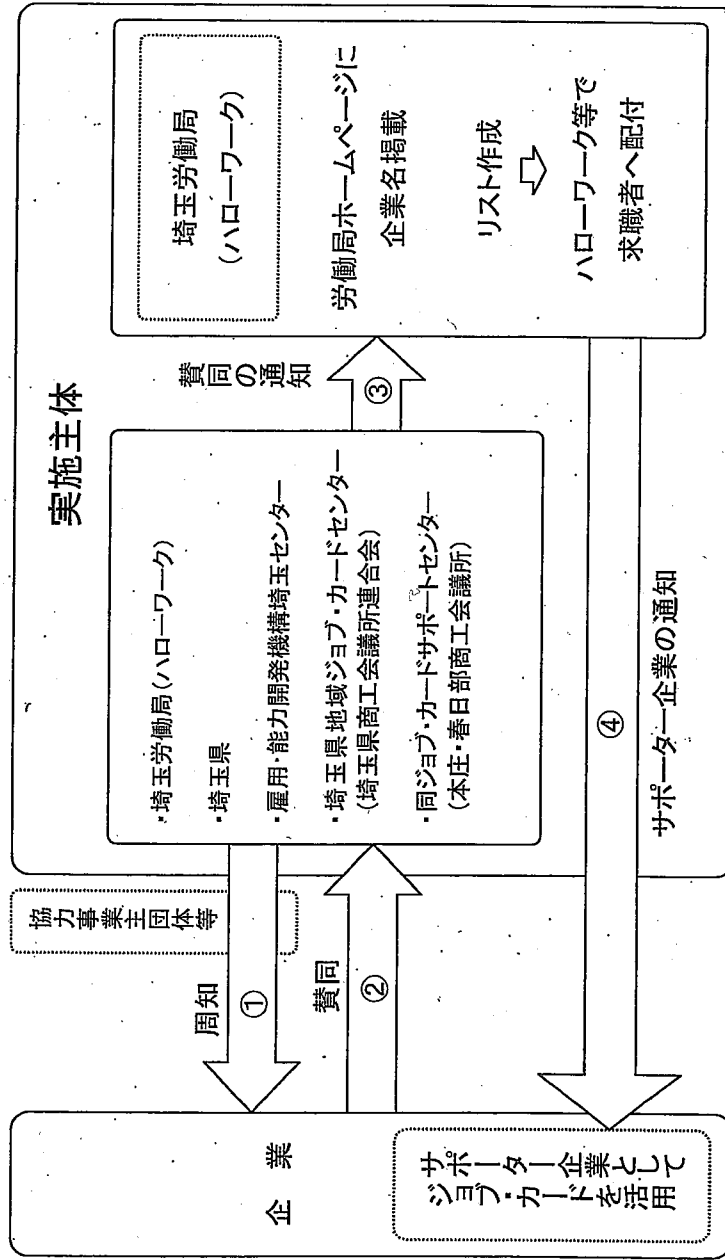
5 登録目標数

実施開始当初は 50 社程度の登録から始め、平成 22 年度末までに 1,000 社の登録を目指す。

以 上

「ジョブ・カード普及及サポーター企業」事業フローチャート

●「ジョブ・カード普及及サポーター企業」の募集及び公表の流れ



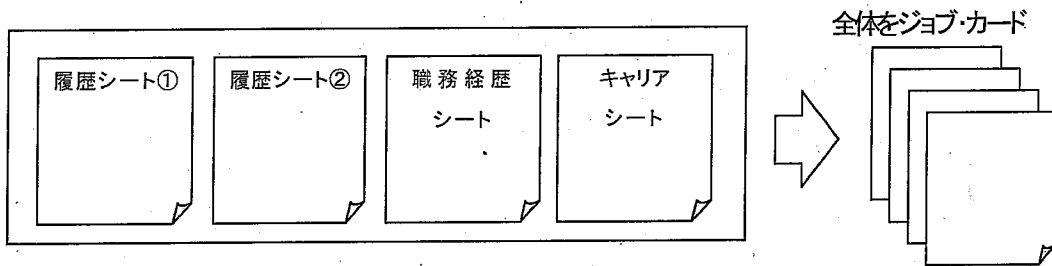
ジョブ・カード普及サポーター企業 募集のご案内

「ジョブ・カード」とは・・・

- 職業経験や学校などでの学習を通して、何ができるようになったのか？
- 今の自分には、どのような課題があるのか？
- 今後、どのような方向性で就職活動を行っていけばよいのか？

などの自分の能力や職業意識を整理するツールで、就職活動やその後の安定雇用、キャリア形成を支援するために活用できます。

ジョブ・カードとは、「履歴シート」「職務経歴シート」「キャリアシート」などのシートからなるファイルのことで、一定の職業訓練や教育プログラムを修了された方には、「評価シート」又は「履修証明書」が交付され、ジョブ・カードの一部として追加できます。



「ジョブ・カード普及サポーター企業」事業とは・・・

- ジョブ・カードは、労働者のキャリア形成のための重要な手段であり、正社員経験が少ない者だけでなく一般の求職者や在職者、在学中の者にも活用されるようにすることにより、自己理解の促進、職業能力の証明の客観化を通じて、求人・求職のマッチングの効率化、職業生涯を通じた能力の向上に資するものです。

しかしながら、埼玉県においては、まだ求職者や事業主のジョブ・カードのメリットに対する理解が十分とはいえないことから、まず、ジョブ・カードを採用面接の際に利用して貰う企業を募り、その企業一覧をジョブ・カード普及サポーター企業として公表し、求職者のジョブ・カード作成意欲を喚起するなど、ジョブ・カードの普及促進を図ることを目的としております。

「ジョブ・カード普及サポーター企業」は・・・

- ジョブ・カードの普及促進に積極的に取り組んでいただきます。(募集の有無は問いません。)
- 採用選考するに当たり、求職者へジョブ・カードを保有しているかどうかを確認し、提出のあったジョブ・カードについては、有効に活用していただきます。
- 自社名が「ジョブ・カード普及サポーター企業リスト」に登録され、埼玉労働局のホームページに公開されるとともに、各ハローワーク等で必要に応じて求職者に説明し、「ジョブ・カード普及サポーター企業リスト」を配付させていただきます。
- ジョブ・カードが利用者のニーズに合わせたものになるようモニタリングを行っていただきます。
ご意見・要望は、埼玉県地域ジョブ・カードセンター(埼玉県商工会議所連合会)へ

E-mail jobcard@cci-saitama.or.jp

実施主体は・・・

- 埼玉労働局、埼玉県、独立行政法人雇用・能力開発機構埼玉センター、埼玉県地域ジョブ・カードセンター(埼玉県商工会議所連合会)及びサポートセンター(本庄・春日部商工会議所)が一体となって取り組みます。

ジョブ・カード普及サポーター企業登録申込書

埼玉労働局ジョブ・カード普及サポーター事業事務局 御中
(職業安定部職業安定課職業紹介係)

当該事業に賛同しますので、下記のとおり申し込みます。 承諾年月日 平成 年 月 日

ふりがな			
企業等名称			
所在地	〒 _____		
代表者名	役職名	氏名	
HPアドレス			
採用(窓口)ご担当者名	部署名	役職名	氏名
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
申込について 勧誘のあった 団体等の名称	該当する番号に○を付し、()内に所属を記載してください。		
	1 埼玉労働局 2 ()公共職業安定所・出張所 3 埼玉県産業労働部 4 埼玉県立()高等技術専門校 5 埼玉県立職業能力開発センター 6 ヤングキャリアセンター埼玉	7 雇用・能力開発機構埼玉センター 8 埼玉県商工会議所連合会 9 本庄商工会議所 10 春日部商工会議所 11 ()商工会議所 12 その他()	
ご意見・要望			

※公表される項目は、企業等名称・所在地・代表者氏名・HPアドレスになります。

事務局記載欄	管轄	登録番号	
--------	----	------	--

埼 労 発 安 第 号
平 成 年 月 日
登 録 番 号 号

(企業名)
(代表者名) 様

埼玉労働局長 苧谷秀信

「ジョブ・カード普及サポーター企業」登録のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

また、埼玉労働局の業務運営につきましては、日頃から格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度は「ジョブ・カード普及サポーター企業」にご登録いただき誠にありがとうございます。

ご登録いただきました企業情報は、概ね1週間で埼玉労働局のホームページ(<http://www.saitama-roudou.go.jp>)に掲載させていただき、各ハローワーク等では、必要に応じて求職者へ説明のうえリストを配付させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、求人を申し込まれている企業におかれましては、応募者が「履歴書・職務経歴書」に代わり「ジョブ・カード」を応募書類として提出した際には、有効にご活用くださいますようお願い申し上げます。

埼玉労働局では、実施主体であります他の関係機関と一体となり、貴社とともにさらにジョブ・カードの普及に努めてまいりますので、今後とも一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

謹白

《実施主体》

埼玉労働局 (ハローワーク)、埼玉県、雇用・能力開発機構埼玉センター

埼玉県地域ジョブ・カードセンター (埼玉県商工会議所連合会)

埼玉県地域ジョブ・カードサポートセンター (本庄商工会議所・春日部商工会議所)

事務局 埼玉労働局職業安定部 職業安定課職業紹介係
TEL 048-600-6208 FAX 048-600-6228